

佐賀県規則第 31 号

佐賀県立図書館の管理に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐賀県立図書館設置条例(昭和 25 年佐賀県条例第 49 号)第 3 条の規定に基づき、佐賀県立図書館(以下「図書館」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(分室)

第 2 条 図書館の分室として好生館分室を佐賀市に置く。

(開館時間等)

第 3 条 図書館の開館時間は、午前 9 時から午後 8 時までとする。ただし、資料調査室及び児童図書閲覧室の利用時間は、次の表のとおりとする。

区分	利用時間
資料調査室	午前 9 時から午後 5 時まで
児童図書閲覧室	午前 10 時から午後 5 時まで

2 好生館分室の利用時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

3 館長(図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 13 条第 1 項の館長をいう。以下同じ。)は、前 2 項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、開館時間又は利用時間を変更することができる。

(休館日等)

第 4 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 1 月 1 日から 1 月 3 日まで
- (2) 毎月の最後の水曜日
- (3) 特別整理期間
- (4) 12 月 30 日及び 31 日

2 好生館分室の休室日は、前項各号に定める日及び日曜日とする。

3 館長は、前 2 項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に開館し、若しくは開室し、又は休館し、若しくは休室することができる。

(入館の制限等)

第 5 条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館若しくは入室を禁じ、又は退館若しくは退室を命ずることができる。

- (1) 秩序を乱すおそれがあると認める者
- (2) 酩酊等により他人に迷惑をかけるおそれがある者

(3) その他館長が管理上適当でないとする者

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。